

杉並区保健福祉計画（子ども家庭分野） 杉並区子ども家庭計画【令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度】 概要

第1章 計画の基本的事項（p.1～p.5）

1 計画改定の趣旨

- 「杉並区子どもの権利に関する条例」の制定及び「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定等に伴い行った総合計画等の一部修正を反映する。
- 子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査、子どもと子育て家庭の実態調査等の結果等を踏まえた内容とする。
- 計画に包含する「子ども・子育て支援事業計画」が一期 5 年と法定されていることを踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの計画として改定する。

2 計画の位置付け

- 杉並区基本構想をはじめとする上位計画を踏まえた、杉並区保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画

包含する計画	根拠法令等
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項
次世代育成支援市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条
母子保健に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針
母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条
子どもの権利の保障に関する施策についての計画	杉並区子どもの権利に関する条例第 11 条

3 計画期間

- 令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間
- 上位計画の改定等を踏まえて、適宜必要な改定・見直しを行うとともに、本計画の計画期間内に、こども基本法が定める「こども施策」に含まれる若者に係る施策等について検討し、同法に基づく「市町村こども計画」として改定することとする。

4 計画の目標

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまちの実現

第2章 区を取り巻く状況（p.7～p.14）

1 区のこれまでの主な取組

- 現在の計画期間（令和 5（2023）年度～令和 6（2024）年度）における主な取組実績を掲載

2 国のこども政策の主な動向

- 「こども基本法」の制定、「こども家庭庁」の創設、「こども大綱」「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定、子ども・子育て支援法、児童福祉法等の改正について掲載

3 子どもと家庭の状況

- 出生数・合計特殊出生率の推移、年齢 3 区分別人口の推移と推計、年代別子ども人口の推移と推計を掲載

第3章 計画内容（p.15～p.74）

計画の体系

- 基本構想に掲げた子ども分野の将来像を踏まえ目標を定めたことから、上位計画である総合計画等の施策等の体系を基本とし、具体的な取組を推進する。
- 総合計画に定めた施策の指標の現状と目標値を掲載し、進捗状況の検証・評価に活用していく。

施策		事業	取組項目数
施策 1	子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実（p.22～）	子どもの権利が尊重される地域社会の実現	3 項目
		子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	6 項目
		子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築	18 項目
		ヤングケアラー支援の推進	3 項目
施策 2	子どもの居場所づくりと育成支援の充実（p.36～）	より良い子どもの居場所づくりの推進	11 項目
		次世代育成基金の活用推進	2 項目
		その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組	7 項目
施策 3	安心して子育てできる環境の整備・充実（p.44～）	妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実	6 項目
		地域における子育て支援体制の充実	14 項目
		保育の質の向上	5 項目
		多様なニーズに対応した保育サービスの推進	9 項目
		学童クラブの整備・充実	6 項目
		ひとり親家庭支援の充実	5 項目
		就学前教育の充実	3 項目
		子育てにやさしいまちづくりの推進	6 項目
		未就学児の療育体制の充実	4 項目
施策 4	障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備（p.66～）	学齢期の障害児支援の充実	4 項目
		地域における医療的ケア児の支援体制の整備	2 項目
		合計	18 事業 114 項目

第4章 子ども・子育て支援事業計画（第 3 期）（p.75～p.102）

- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針で基本的記載事項とされている就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとの量の見込みとそれに対する確保策を掲載
- 「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」の結果を踏まえるとともに、杉並区子ども・子育て会議に意見聴取を行った上で策定
- 子ども・子育て支援法、児童福祉法等の改正を踏まえ、以下の事業に反映
子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、こども誰でも通園制度 等

第5章 計画の推進に当たって（p.103～p.104）

- 就学前の教育・保育及び地域子育て支援事業の担い手である事業者、関係機関、地域住民・団体等と、更なる連携を図る。
- 子ども・子育て支援法を踏まえ、毎年度、「杉並区子ども・子育て会議」の意見を聴取して計画の進捗状況等の検証・評価実施し、これらの結果等を考慮して、必要な改善・見直しを行うとともに、今後の計画の改定・見直しに反映する。
- こども基本法を踏まえ、子どもの権利の保障に関する施策について、子どもの意見聴取を実施し、意見を反映させるための必要な対応を図っていく。